

砂川市規則第22号  
令和6年3月29日

砂川市防犯灯補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市防犯灯補助規則の一部を改正する規則

砂川市防犯灯補助規則（平成17年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「設置計画書」を「防犯灯設置計画書」に改める。

第7条第2項中「領収書」を「領収金額が確認できる書類」に改める。

第8条の見出しを「（補助決定）」に改め、同条中「補助指令書」を「補助決定通知書」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（補助金の支払）

第9条の2 市長は、設置費を補助する場合にあつては前条第2項に規定する検定で適当と認めた後に、維持費を補助する場合にあつては第8条に規定する補助決定をした後にそれぞれ速やかに補助金を支払うものとする。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。